

旅行サービス手配業登録制度について

1. 旅行サービス手配業登録制度

① 旅行サービス手配業の営業活動を行う際は、行政庁に登録する必要があります。

登録行政庁は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県となります。

【関連法律：旅行業法第 23 条及び同法施行規則第 42 条】

② 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、登録行政庁に国土交通省令で定める事項を記載した書類を提出する必要があります。

【関連法律：旅行業法第 24 条】

③ 登録を受けずに旅行サービス手配業務を行うと、無登録営業として法律によって処分されます。

【関連法律：旅行業法第 74 条】

2. 登録条件

申請者が以下の項目に該当する場合は、その登録は拒否されます。

- ① 旅行業法第 19 条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第 37 条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の前日 60 日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から 5 年を経過していないものを含む。）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者
- ③ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）
- ④ 申請前 5 年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～④のいずれかに該当するもの
- ⑥ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑧ 法人であって、上記①～③または⑥のいずれかに該当する者があるもの
- ⑨ 営業者ごとに旅行業法第 11 条の 2 の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- ⑩ 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- ⑪ 旅行業代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

【関連法律：旅行業法第 26 条】

3. 登録要件

① 目的について

法人で申請する場合は、目的（定款・登記簿謄本）について「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」、「旅行サービス手配業」のいずれかを記載してください。

②旅行サービス手配業務取扱管理者の選任について

- ・営業所ごとに 1 人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任する必要があります。
- ・従業員数が 10 名以上の営業所では、2 名以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任してください。
- ・旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者を兼任できません。

【関連法律：旅行業法第 28 条】

4. 申請から登録及び営業開始までの流れ

- ・申請から営業開始までは 1 ヶ月から 1 ヶ月半ほどかかります。

【関連法律：旅行業法第 25 条】

5. 登録に必要な申請書類

登録に必要な申請書類は、別紙一覧表のとおりです。

6. 申請にあたって

申請書類等に関するお問い合わせは下記販売所までお願いいたします。

【申請書類の販売所】

一般社団法人 全国旅行業協会鳥取県支部・鳥取県旅行業協会

〒680-0835

鳥取県鳥取市東品治町 106 鳥取バスターミル 4F

電話：0857-38-2180

ファクシミリ：0857-38-2181

営業時間：9:00~16:00

【お問合わせ・登録申請先】

鳥取県庁 観光交流局 観光戦略課 総務企画担当

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

電話：0857-26-7421

ファクシミリ：0857-26-8308

E-mail：kankou@pref.tottori.lg.jp

営業時間：8:30~17:15